

海岸工学論文集投稿要項

海岸工学論文集には、海岸工学に関する有用性の高い独創的な研究論文、国内外における特色ある技術開発・調査・設計・施工・現場実測などの報告が掲載されており、戦後に発展し、成熟してきた日本の海岸工学の歩みと展開、蓄積された知見が網羅されています。

海岸工学論文集は年1回、10月に発刊される土木学会の定期刊行物です。下記の投稿要項に従って執筆された論文に対して、海岸工学委員会海岸工学論文集編集小委員会が全文査読審査の上、論文集への掲載を決定します。

1. 投稿者

土木学会の会員に限ります。ただし連名の場合には投稿者のいずれか1名以上が会員であることとします。

2. 投稿論文

独創的な研究成果で海岸工学上有益な論文、ならびに特色ある調査・設計・施工・現場実測などの報告で工学的に価値のある論文の投稿を歓迎します。

査読審査では次の項目に照らして投稿論文が海岸工学論文集に掲載される論文としてふさわしいか総合的に判断します。

新規性: 新しい知見や独創性がある、現象解明に貢献している、創意工夫に満ちた技術的検討が行われている、など、内容が既知のことから容易には導き得るものではないこと。

有用性: 研究・技術の応用性や発展性が認められる、実験・実測データが今後の研究や実務に寄与する、研究・技術の成果に実務へ採り入れられる価値がある、など、内容が工学上、工業上その他実用上価値があること。

速報性: 緊急の災害や事故に関する調査結果、新規または進行中のプロジェクトに対する評価や問題提起、社会が緊急に必要としている情報、早急に解決すべき問題、など、早期に発表することに価値があること。

完結性: 全体の構成が適切であり内容が簡潔・明瞭に記述されていること。目的と結果が明確で本論の展開が読者に理解できるように記述されていること。

信頼性: 内容に重大な誤りがなく、また読者から見ても信用のおけるものであること。

一方、以下の項目は論文としてふさわしくないとする判断基準です。

誤り: 理論やデータ整理に明らかな誤りがある、都合のよいデータや文献のみを利用して明らかな公正でない、修正を要する根本的な指摘事項が非常に多い、など。

既発表: 既発表の論文と内容がほぼ重複している、連載形式の構成で個々が独立した論文・報告とは認めがたい、他人の研究・技術成果を明示せずに引用している、など。

低レベル: 研究や検討が論文・報告する段階まで進展していない、など。

内容・性格: 政治的・商業的な意図がきわめて強い、片寄った先入観にとらわれ独断的に記述されている、主観のみが述べられている、学会としての方針や目的に合致

していない、など。

論文投稿に際しての注意事項

・未発表の論文でも、他の論文集や講演会などで発表予定のものと同類似する論文はご遠慮下さい。

・内容の関連が強く著者も著しく重複している一連の論文は受理しません。1編の論文として投稿して下さい。

海岸工学委員会では論文集掲載論文に関する意見交換の場として海岸工学講演会を開催し、著者にはこの講演会での発表を義務づけています。そのため講演会での発表予定者が重複する論文投稿はご遠慮願っております。

3. 査読審査

海岸工学論文集に掲載される論文は海岸工学論文集編集小委員会での2段階の審査を経て決定されます。

第1段階審査: 提出された論文要旨(A4用紙2枚相当)に対し、1編につき査読者5名による査読審査を行い、その評価に基づいて小委員会が掲載候補論文を選定します。

第2段階審査: 第1段階審査で選定された掲載候補論文について本論文原稿の提出を依頼します。提出された論文原稿に対しては、小委員会で1編につき査読者3名による全文査読審査を行い、掲載の可否を決定します。査読は上記の基準により厳正に行なわれますが、特に、第一段審査で提出された論文要旨と内容が異なる論文は返却となりますのでご注意ください。

4. 掲載

採択された論文は土木学会海岸工学委員会の定期刊行物として年1回、10月に発行される海岸工学論文集に掲載されます。

5. 論文投稿手続き

論文投稿に際しては、必ず土木学会誌1月号の会告または海岸工学委員会ホームページ記載の指示に従い、論文要旨を海岸工学委員会へ提出してください。なお、第一段審査で掲載候補論文に選定された論文に対しては委員会から著者に本論文提出について直接連絡します。

6. 論文要旨と論文原稿の提出期限

論文要旨および原稿の提出期限はそれぞれ3月中、5月中にあります。この期限も含め詳細は土木学会誌1月号の会告または海岸工学委員会ホームページを参照してください。

7. 論文募集に関する案内および問い合わせ先

ホームページ: <http://www.jsce.or.jp/committee/cec/>
事務局: 〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目外濠公園内
土木学会 海岸工学委員会

8. 著作権

掲載論文の著作権は土木学会に帰属(譲渡)するものとします。ただし論文の一部またはすべてを当該著作者自身が使用・複製し、その内容を公表することは妨げられません。詳細は土木学会論文集の規程に準じます。